

任期付教職員（常勤）の勤務条件等について

埼玉県教育委員会が任命し、市町村立小・中・義務教育・特別支援学校等に勤務する任期付教職員の勤務条件は次のとおりです。

1 任期付教職員の種類

- (1) 本務者が勤務できない期間内において、本務者に代わって勤務する者
 - ア 育児休業代替 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の適用を受ける者
 - イ 配偶者同行休業 地方公務員法第26条の6第7項第1号の適用を受ける者
 - ※ 本務者の休業期間等の変更により任用期間が変更となる場合があります。

2 勤務場所

各教育事務所管内の市町村立小・中・義務教育・特別支援学校又は給食共同調理場（学校栄養職員）

3 職務内容

次のような業務を行います。

- (1) 教科指導
- (2) 学級担任等
- (3) 校務分掌
- (4) 生徒・進路・保健指導等
- (5) クラブ・部活動指導
- (6) 庶務、経理等（事務職員）
- (7) 栄養管理、栄養指導、献立作成等（学校栄養職員）
- (8) 所属長が定める職務等の分担

4 任用等

- (1) 埼玉県教育委員会が任命し、給与は埼玉県から支給されます。
- (2) 身分は、市町村立小・中・義務教育・特別支援学校等を設置する市町村の職員となります。

5 服 務

市町村教育委員会の定める学校職員の服務に関する規定の適用を受け、市町村教育委員会による服務の監督を受けます。

6 勤務日及び勤務時間（「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」によります。）

- (1) 日曜日及び土曜日は週休日となります。
- (2) 国民の祝日等の休日は、特に勤務が命じられない限り勤務することを要しません。
- (3) 勤務時間の割振りは市町村教育委員会が行います。

7 休 暇

- (1) 年次休暇は、あらかじめ定められた任用期間に基づいて、最大年間20日の日数が付与されます。
- (2) 特別休暇等は、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」によります。
（病気休暇、出産休暇、子育て休暇、夏季休暇、介護休暇等）

8 給 与

- (1) 給与は、県の条例に基づき、給料、教職調整額（教員のみ支給）、地域手当、義務教育等教員特別手当（教員のみ支給）等が支給されます。また、支給要件に該当する場合には、通勤手当、扶養手当等の諸手当が支給されます。
- (2) 期末・勤勉手当は、県の条例に基づき、在職期間等に応じて支給されます。
ただし、他の地方公共団体の職員として勤務していた期間は、在職期間に通算しません。（県の給与条例の適用職員を除く。）
- (3) 給与は毎月21日に支給されます。また、期末・勤勉手当は6月30日及び12月10日に支給されます。
なお、支給日が土曜日、日曜日、休日等に当たる場合は繰り上げて支給されます。また、月の途中から任用された場合には、事務処理上、任用直後の給与支給定日には支給が間に合わないことがあります。
- (4) 給料月額は、県の基準に基づき、職種ごとに学歴や職歴に応じて決定されます。

9 退 職

- (1) 任期付教職員は、任用期間の満了により退職となります。
- (2) 次のような場合は、任用期間中であっても退職となる場合があります。

- ア 勤務成績が良好でない場合
- イ 本務者の休業期間等が変更になる場合
- ウ 任期付教職員本人の心身の故障等により、職務の遂行に支障がある場合

10 退職手当

- (1) 常勤職員（暫定再任用職員を除く。）となった日から退職日までの引き続く勤続期間が6月以上ある場合、退職手当の支給対象となります。
- (2) 勤続期間12月以上※で退職した職員のうち、(1)の退職手当の額が「雇用保険法の基本手当に相当する額（いわゆる失業給付相当額）」に満たない者で、必要な手続を行った上、公共職業安定所へ求職申込みをし、失業と証明された者には、「職員の退職手当に関する条例」に基づき、失業者の退職手当が支給されます。
※ 退職時65歳以上の場合6月以上

11 雇用保険の適用

任用期間が31日以上6月未満の任期付教職員のうち、退職手当の受給が見込めない者が加入します。
雇用保険への加入手続等は教職員課県費事務担当で行います。また、保険料は本人負担分を給与から控除します。
※ 原則として、雇用保険は任期满了等により資格喪失となりますが、その後の任用状況によっては、引き続いて被保険者資格を有する場合があります（不明な点がある場合は、教職員課県費事務担当へお問い合わせください。）。

12 社会保険の適用

- (1) 保険適用（健康保険（共済組合）、年金保険（共済組合））
任期付教職員は2か月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定められた期間を超えて使用されることが見込まれない者を除き、公立学校共済組合に一般組合員（長期・短期とも）として加入します。
加入の手続等は、所定の様式を各配属先の校長を経由して福利課に提出することとなります。詳細は各配属先の事務職員に御確認ください。
※ 原則として、任期終了の翌日に資格喪失となりますが、その後の任用状況によっては、引き続き組合員資格を継続する場合があります（組合員資格が継続となるかについては、各配属先の校長に御確認ください。）。
- (2) 福利厚生
公立学校共済組合及び（一財）埼玉県教職員互助会が実施する各種福利厚生事業については、原則として申し込み時及び利用時に組合員・会員資格があれば、参加等が可能となります。
なお、公立学校共済組合員は埼玉県教職員互助会員資格も有するため、埼玉県教職員互助会員資格が付与されます。
詳細については、各配属先で配布される「福利のしおり」を御確認ください。
- (3) 年金を受給している方は、年金の全部又は一部が支給停止されることがありますので、各配属先の事務職員に御確認ください。

13 公務・通勤災害補償

公務中や通勤途上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）について地方公務員災害補償基金の認定を受けた場合は、地方公務員災害補償法の規定により補償が行われます。

(参考)

小・中学校等任期付教職員の給与について

給料、教職調整額（教員のみ支給）、地域手当、義務教育等教員特別手当（教員のみ支給）の1か月分合計額（令和7年4月時点）は、おおむね次のとおりです。（新卒者の場合）

教諭 養護教諭	大 学 卒	約 290,000円
	短 大 卒	約 271,000円
助教諭 養護助教諭	大 学 卒	約 285,000円
	短 大 卒	約 266,000円

事務主事	大 学 卒	約 234,000円
	短 大 卒	約 221,000円
	高 校 卒	約 206,000円

栄養技師	大 学 卒	約 255,000円
	短 大 卒	約 237,000円

支給要件に該当する場合には、通勤手当、扶養手当等が支給されます。

教育公務員は、社会に大きな影響を与える立場にあります。

別添のチェックリストをもとに、自己点検をし、信頼される教職員となりましょう。

地方公務員法 第33条

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となる行為をしてはならない。」

職務上の義務

- ・ 服務の宣誓
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

身分上の義務

- ・ 秘密を守る義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 争議行為等の禁止
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業への従事等の制限

懲戒処分の対象となりうる。 免職・停職・減給・戒告